

役が任命されている間、辞令を用いないで物品出納長となる。物品出納長は、物品事務を処理する会計機関のうちの命令機関として、つぎのような命令行為を担当する。

(1) 受入命令および受入命令書 物品出納長は購入、振替購入、保管転換等の手続にもとづいて物品の受入れを必要と認める場合は、主としてつぎの書類になつ印をすることにより、所属の物品出納役に対して受入命令をする。ア 納品書 イ 発生品受入票(甲または増発) ウ 物品送付書(丁) エ 特殊受払票。

(2) 払出命令および払出命令書 物品出納長は保管転換、振替手続、売却等の手続にもとづいて物品の払出しを必要と認める場合は、主としてつぎの書類になつ印をすることにより、所属の物品出納役に対して払出命令をする。ア 振転票 イ 工事用品使用報告書 ウ 引渡兼使用報告書 エ 配給票 オ 特殊受払票 カ 亡失(損傷)報告書(決算品関係) キ 売却払出命令書。

物品出納長は物品の会計機関の一部であるが、物品出納職員ではないから、その錯誤の命令によって国鉄に損害を与えたとしても、損害の弁償責任を負担することではなく、総裁に対する職務執行上の責任を負担するに過ぎない。

2 分任出納長 物品出納長の分任機関であって、物品出納長の職務のうちでも事務規程等の定めにより、定例事項として認められているものについて物品出納長にかわり、所属の物品出納役に対して命令権を行使する権限を総裁から与えられている者をいう。任命形式および責任については物品出納長の場合と同様である。

3 物品出納役 物品の会計機関中執行系統に属する機関であって、物品の出納および保管に関する事務を担当する者をいう。任命形式については、事務規程の別表第1号表の備考の定めるところによれば、同表の物品出納役らんに掲げられているもののうち、用品庫長、工場用品庫長、用品庫の支庫長および鉱業所の資材課長補佐については、その職の任命を受けることによって同時に物品出納役となるが、その他の者についてはその者に対し、任免権を行使する者(以下任免権者という)から、辞令をもって物品出納役の任命がなされることを必要とする。物品出納役は、所属する会計機関の物品出納長、または分任出納長(以下単に物品出納長という)の出納命令により、物品の受入れまたは払出しの手続を行うものとし、物品出納役が物品の受入れをしたときは、物品出納長からの払出命令により、その物品の払出しをするまでの間について保管の義務を負う。物品出納役は物品の保管をする場合は、物品の整理区分の定めにより、それぞれ貯蔵品出納簿、交付材料出納簿、工場予備品原簿、備品原簿等の帳簿を備えて出納の事実を登記し、つねにその現況を明らかにしておくことを必要とし、物品の保管中にその物品を亡失または損傷した場合は、故意または重大な過失によるときは弁償の責を負う。この保管責任については、物品出納長の払出命令によって物品出納役の保有している帳簿に払出しの登記をしても、他の物品出納職員に引継ぎその領収書を受領するまでの間は、なお存続するものとし、また物品出納役の交代(物品出納役の職にある者の勤務に異動があるときは、その発令と同時に物品出納役の交代となる)が行われても交代者間で保管物品の引継がなされるまでの間は前任者に存続する。

4 代理物品出納役 物品出納役に休職・死亡その他の事故がある場合に、物品出納役の休職期間または後任者が着任するまでの間について、任命権者から物品出納役の業務を代行する者として任命された者をいう。代理物品出納役の任命を受けた

者は、物品出納役の交代と同様に前任者から保管物品の引継を受けるものとし、前任者が死亡等のために前任者から引継を受けることができない場合は、物品出納長またはその委任を受けた者の立会を求めて引継書類の確認を受けるものとし、物品出納役の後任者に保管物品の引継をするまでの間は物品出納役と同様の職責を果たすものとする。

5 物品出納員 物品出納役の指揮監督を受け、物品の出納および保管に関する事務を分掌する者をいう。任命形式については、事務規程の別表第1号表の備考の定めるところによれば、同表の物品出納員らんに掲げられているもののうち、駅・所・場・区・室・寮・連絡船・さん橋・支庫の長および派出所の助役ならびに工事担当者(特定の工事についての工事責任者をいう)中連絡船船長、さん橋長、工場の職場長、鉱業所の坑長、同職場長、現業機関の助役(事務を除く)および同各分区長はその職の任命を受けることによって同時に物品出納員となるが、その他の者については任免権者が辞令をもって、物品出納員の任命がなされることを必要とする。職責については、物品出納員が物品出納役の分掌機関である性質上、物品出納役のそれと同様であるが、その出納状況を記録する帳簿は、物品の整理区分の定めにより、備品保管簿、予備品受払票および物品受払簿を使用する。

以上は国鉄における物品の会計機関の一環である物品出納職員に関する概要であるが、物品出納長と物品出納職員のうち物品出納役との関係は、以上に説明したように、1つの会計機関内における命令機関と執行機関とのけん制組織を構成するものであるから、同一人がこの両職を兼務することは認めていない。(大西照夫)

ぶっぴんのかんさ 物品の監査(国鉄の) 物品監査の目的は、最終的には物品業務の能率向上を目的としてその適正な運営をはかるにあるが、直接的には物品事務担当者の事務処理上の不正を防止し、また不当処理の絶滅を期する、いわゆる業務指導を通じての事故防止的な意味と、さらに1歩進んで組織や制度、通達等が果たして実情にそったものかどうか、すなわち事故発生の原因を追究することによって、事務担当者の責に帰することが明らかに不当と思われるような制度上の欠陥の有無について調査し、その是正改善の方策について究明するとともに、それぞれの関係部門に対して提案するという、いわゆる助言的な意味をもっている。

1 物品監査の沿革

物品監査は国鉄が公共企業体として発足後2年を経過した昭和26・10、鉄道物品監査施行細則の制定を機として本格的にスタートしたが、公企体発足の初期においては物品監査の実行業務は、現物品監査員の前身である物品事故係が担当していたが、定員もわずか数名で、その機能を十分に果たすことは困難であった。その後国鉄企業の運営に要する資材消費量も年々増加の一途をたどり、国内の国鉄企業における物品取扱制度のあり方についての関心が高まるに伴って、その運営の適否についても当然注目されることとなり、部内的には複雑な機構内において、運営上の非能率を反省するための自衛上の要請から物品監査としての任務の重要性が加重され、その拡充強化をはかることとなった。

物品監査は物品監査施行細則(昭和26・10・25 資計第4,344号)の定めるところにより、その活動領域が制限されているが、その基本規程は鉄道物品事務規程であり、同規程第63条に定める物品監査の基本事項にもとづくものである。

2 物品監査の方針